

厚木市営体育施設指定管理

(東町スポーツセンター・及川球技場・猿ヶ島スポーツセンター・南毛利スポーツセンター・玉川野球場)

仕様書

令和8年6月3日 修正

厚木市営体育施設指定管理者仕様書

厚木市営体育施設のうち、東町スポーツセンター、及川球技場、猿ヶ島スポーツセンター、南毛利スポーツセンター及び玉川野球場（以下「管理施設」という。）において、指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の内容及びその範囲等は、厚木市営体育施設条例（以下「条例」という。）及び厚木市営体育施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、本仕様書に定めるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない。」ことを念頭に置いた管理運営を実施するために、本業務の内容及び管理方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な考え方

本業務の実施に当たっては、次の考え方を踏まえた上で管理施設の適切な管理運営に努めること。

- (1) 管理施設が、体育の推進を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報保護を徹底させること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

本業務の対象となる管理施設の概要は次のとおり。

(1) 名称	厚木市営東町スポーツセンター
(2) 場所	厚木市東町2番1号
(3) 施設規模	構造 鉄骨鉄筋造5階建て（5階のみ鉄骨造） 延床面積 7,107.16 m ²
(4) 施設内容	<p>第1体育室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 991 m² ・天井高 11.7m ・観客席 100席 ・倉庫 1箇所 ・競技可能面数 バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン6面、卓球12面 ほか <p>第2体育室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 305 m² ・倉庫 1箇所 ・競技可能面数 卓球4面 ほか <p>第1武道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 417 m² ・師範室 1箇所 ・倉庫 2箇所 ・競技可能面数 柔道2面 ほか <p>第2武道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 490 m² ・師範室 1箇所 ・倉庫 1箇所 ・競技可能面数 剣道2面 ほか <p>弓道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 647 m² ・射場 6人立ち <p>トレーニング室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 233 m² <p>ランニングコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1周 104m <p>駐車場 19台</p> <p>駐輪場 120台</p> <p>その他 更衣室、シャワー室、放送室、幼児室、会議室（4箇所）、 便所、医務室、事務室、空調室、エレベーター2基 ほか</p>

(1) 名 称	厚木市営及川球技場
(2) 場 所	厚木市及川1丁目17番1号
(3) 施設規模	構 造 ロングパイル人工芝グラウンド 敷地面積 35,412 m ²
(4) 施設内容	<p>球技場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロングパイル人工芝グラウンド ・敷地面積 12,265 m² <p>スタンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積A・B棟 2,302.7 m² ・内野椅子席 600人×2 ・外野芝生席 900人×2 ・本部席 ・記録放送室 ・控室、更衣室 ・ロッカー室 ・シャワー室 ・ダッグアウト ・トイレ ・器具庫 ほか <p>管理棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 225.57 m² ・事務室 ・会議室 ・医務室 ・トイレ <p>夜間照明施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6基 ・全点灯、1／2点灯切替可能 <p>駐車場 102台</p> <p>駐輪場 60台</p> <p>その他 散策路(約700m)、調整池、スリーオンスリーバスケットコート2面、多目的広場ほか</p>

(1) 名 称	厚木市猿ヶ島スポーツセンター
(2) 場 所	厚木市猿ヶ島 195 番地の 129
(3) 施設規模	体育館 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て 敷地面積 6,470 m ² 延床面積 2,551 m ²
(4) 施設内容	体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 1,064 m² ・倉庫 2 箇所 ・競技可能面数 バレーボール 2 面、バスケットボール 1 面、バドミントン 6 面、フットサル 2 面、卓球 12 面 ほか 多目的室 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 288 m² ・倉庫 2 箇所 ・競技可能面数 卓球 6 面、柔道 ほか 談話室 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 90 m² 駐車場 25 台 その他 事務所、放送室、更衣室、トイレ（身障者用有）、医務室、幼児室、シャワー室、観覧席（216 席）、器具庫、駐輪場（30 台） ほか

(1) 名 称	厚木市営南毛利スポーツセンター
(2) 場 所	厚木市温水西1丁目27番1号
(3) 施設規模	体育館 延床面積 3,197.86 m ² テニスコート 敷地面積 17,165.77 m ² グラウンド 敷地面積 14,290.48 m ²
(4) 施設内容	[体育館] 体育室 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 1,436.4 m² ・観客席 120 席 ・器具庫 1 箇所 ・競技可能面数 バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン8面、テニス2面、卓球24面 ほか 多目的室 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 162 m² ・競技可能面数 卓球4面 ほか 会議室 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 130 m² ・100 席 ミーティングルーム ・床面積 48 m ² その他 事務室、放送室、シャワー室、トイレ、医務室 ほか [テニスコート] コート <ul style="list-style-type: none"> ・砂入り人工芝 12 面 ・夜間照明施設 6 面 (コート1 からコート6) 管理棟 <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 333.62 m² ・事務室 ・会議室 ・ロッカー室 ・シャワー男女各2 ・トイレ ほか 運営棟 <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 129.18 m² ・運営室 (1階、2階) その他 壁打ちコート ほか

	<p>[グラウンド] 競技可能面数 軟式野球大人1面、軟式野球小人2面、ソフトボール2面、サッカー1面 ほか</p> <p>[駐車場] 183台（体育館側42台、グラウンド側124台、テニスコート側17台）</p> <p>[その他] 多目的広場 ほか</p>
--	---

(1) 名称	厚木市宮玉川野球場
(2) 場所	厚木市小野 286-6
(3) 施設規模	構造 内野クレー、外野天然芝 敷地面積 16,021 m ²
(4) 施設内容	<p>グラウンド ・内野クレー、外野天然芝 ・両翼90メートル、中堅105メートル</p> <p>観客席 ・バックネット裏 364人 ・一塁側 330人 ・三塁側 330人</p> <p>管理棟 ・延床面積 1,478.60 m² ・本部室 ・放送・記録室 ・医務室 ・審判室 ・更衣室 ・シャワー室</p> <p>夜間照明施設 ・6基（全点灯）※2／3点灯料金で運用</p> <p>駐車場 67台（第1駐車場：35台、第2駐車場：32台）</p>

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

5 協定の締結

指定管理者の指定に関する議案が可決されたときは、市はその旨を通知し、その後、市と指定管理者は次の事項について協定を締結する。この場合において、市又は指定管理者において協定の改定が必要と認める場合は、協議の上、改定することができる。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画書に記載された事項
- (3) 本市が支払うべき経費に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 減免の取扱に関する事項
- (6) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 利用状況及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 厚木市暴力団排除条例に関する事項
- (10) 厚木市公契約条例に関する事項
- (11) その他必要と認める事項

6 開場期間及び開場時間

- (1) 休場日
 - ア 厚木市営東町スポーツセンター
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 厚木市営及川球技場
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
火曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日)
 - エ 厚木市営南毛利スポーツセンター
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
 - オ 厚木市営玉川野球場
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
※毎年3月及び6月の2カ月間は天然芝の養生期間として施設閉鎖
- (2) 開場時間
 - ア 玉川野球場を除く4施設
午前9時から午後9時まで
 - イ 玉川野球場
4月から9月まで 午前7時から午後9時まで
10月から3月まで 午前9時から午後9時まで
- (3) 開場期間及び開場時間の変更
開場期間及び開場時間の変更については、市と協議すること。

7 利用料金

- (1) 利用料金は、前納とし、条例別表に定める額の範囲内において指定管理者が市の承認を得て定めるものとする。
- (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

8 提出書類

指定管理者は、協定締結後、次の書類を提出しなくてはならない。また、提出後に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を提出すること。

- (1) 統括責任者届
- (2) 業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- (3) 職務分担表（配置計画、シフト表）
- (4) 緊急時の体制マニュアル（緊急連絡体制表及び非常時出動体制表など）
- (5) その他市が指示する書類

9 業務内容

(1) 施設運營業務

ア 管理体制の整備

- (ア) 各管理施設の開館時間中は、常時1名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません。）を確保すること。また、各管理施設に従事する職員のうち常勤職員1名を統括責任者とし、市に対し速やかに届け出ること。また、変更が生じた場合も同様とする。
- (イ) 受付、施設管理員等、人員配置については適正人数を配置し、市に名簿を提出すること。
- (ウ) 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- (エ) 職員に対し、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

イ 予約及び受付業務

- (ア) 予約及び受付業務に当たっては、当市の既存システム（公共施設予約システム）を利用すること。
- (イ) 本市及び厚木市教育委員会主催の行事並びに厚木市スポーツ協会加盟団体及び厚木市レクリエーション協会加盟団体が主催する大会等の施設使用については、施行規則第3条に規定する期間に先行して、前年度中に利用調整会議を開催して決定すること。また、利用調整会議の終了後、その結果に従って、公共施設予約システムへの入力を行うこと。
- (ウ) 受付窓口業務には、公共施設予約システムの端末機器を操作できるものを従事させること。

- (エ) 各種利用のための申請書類及び利用案内等を作成し、来場者の窓口、電話問合せに対する案内及び苦情処理、見学等に対応すること。
- (オ) 施設利用の個人・団体における利用予約処理を行うこと。
- (カ) 施設利用の受付及び備品等の貸し出しを行うこと。
- (キ) 施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

ウ 利用承認

- (ア) 大会等で優先予約している団体からの利用の申請書が提出された場合は、条例等の規定に従い利用承認を行うこと。また、利用に伴う打ち合わせを行い、円滑な実施ができるよう配慮すること。
- (イ) 個人で専用利用しようとする者にあつては、公共施設予約システムを通じて、利用区分を確認し、利用承認を行うものとする。
- (ウ) 共用利用しようとする者にあつては、利用しようとする際に窓口にて利用承認するものとする。
- (エ) 指定管理者は、利用の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合、又は必要と認めるときは、利用承認の取り消し、又は施設の利用を中止させることができるものとする。
 - a 体育施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - b 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - c 厚木市暴力団排除条例第9条第2項の規定に該当するとき。
 - d その他利用させることが施設管理上支障があると認められるとき。

エ 利用料金

- (ア) 条例に基づき、利用区分等を確認の上、利用料金の徴収事務を行うこと。
なお、出納責任者として常勤職員1名を配置し、市に対し速やかに届け出ること。また、変更が生じた場合にも同様とする。
- (イ) 徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成し、出納責任者が管理しなければならない。
- (ウ) 利用料金の徴収に当たり、市は順次、キャッシュレス決済に対応した券売機の導入を進めている。その際、指定管理者においては、キャッシュレス決済に対応すること。詳細については、別途協議を行う。

オ 利用料金の減免

- (ア) 指定管理者は、条例第9条第6項の規定に基づき利用料金を減免すること。
- (イ) 利用料金の減免の割合については、施行規則第6条第1項の各号の規定に基づき減免の事務処理を行うこと。ただし、第5号の適用については、市の承認を受けた上で、事務処理を行うこと。

カ 自主事業

- (ア) 指定管理者は、事前に市の承認を得て、自主事業を計画し、実施することができる。自主事業を通じた利用者満足度の向上を目指し、積極的な実施に努めること。
- (イ) 自主事業の企画に当たっては、管理施設の設置目的や機能を損なわないように注意し、地域住民及び利用者の施設に関するニーズを適正に反映したものであること。原則として、年度ごとに提出する年度実施計画書に概要を記載し、市と調整の上、実施するものとする。また、事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。
- (ウ) 各事業の収入は、指定管理者の収入とすることができる。

キ 便益施設（売店等）の設置及び管理

指定管理者は、施設利用者へのサービス向上を目的として、便益施設を設置することができる。なお、便益施設における売上金は事業収入として、全額を指定管理者の収入とする。

(2) 維持管理業務

ア 保守管理業務

適正な運営のため、施設及び設備に関する保守管理を行うこと。なお、各業務の詳細は、別紙「保守管理仕様書」のとおりとし、年度ごとに定める。

- (ア) 東町スポーツセンター
 - a 機械警備業務
 - b 清掃等業務
 - c トレーニング室管理運営業務
 - d トレーニング機器保守点検業務
 - e 弓道場管理業務
 - f 自動ドア保守点検業務
 - g 空調・給排水衛生設備管理業務
 - h エレベーター保守点検業務
 - i 自動券売機保守点検業務
 - j 公共建築物定期点検業務
 - k 施設賠償責任保険加入業務

(イ) 及川球技場

- a 機械警備業務
- b 清掃等業務
- c 自家用電気工作物保安管理業務
- d 雨水雑用水槽等清掃等業務
- e 消防設備点検業務
- f ガス空調設備点検業務
- g 除草業務
- h 樹木剪定業務
- i シャッター設備点検業務
- j 防火対象物定期点検業務
- k 公共建築物定期点検業務
- l 施設賠償責任保険加入業務
- m 夜間照明施設保守点検業務
- n 人工芝メンテナンス業務（通常及び3年目メンテナンス）

(ウ) 猿ヶ島スポーツセンター

- a 機械警備業務
- b 清掃等業務
- c 自家用電気工作物保安管理業務
- d 汚水処理設備点検等業務
- e 空調設備及びポンプ点検等業務
- f 消防設備点検業務
- g 非常用自家発電設備点検業務
- h 自動ドア保守点検業務
- i スカイウエル点検業務
- j 浄化槽法定検査業務
- k 公共建築物定期点検業務
- l 施設賠償責任保険加入業務
- m 除草業務
- n 樹木剪定業務

(エ) 南毛利スポーツセンター

- a 機械警備業務
- b 体育館清掃等業務
- c テニスコート管理棟等清掃業務
- d 自家用電気工作物保安管理業務
- e 消防設備点検業務
- f 空調設備等点検業務
- g 自動ドア保守点検業務
- h 除草業務
- i 樹木剪定業務
- j テニスコートメンテナンス業務
- k 指定管理施設一般廃棄物回収処分業務
- l 受水槽点検清掃業務
- m 公共建築物定期点検業務
- n 施設賠償責任保険加入業務
- o 夜間照明施設保守点検業務

(オ) 玉川野球場

- a 機械警備業務
- b 清掃等業務
- c 自家用電気工作物保安管理業務
- d エレベーター保守点検業務
- e 消防設備点検業務
- f 除草業務
- g 樹木剪定業務
- h グラウンド整備業務
- i 公共建築物定期点検業務
- j 施設賠償責任保険加入業務
- k 夜間照明施設保守点検業務

イ 施設等の修繕・補修について

施設内の巡回を適時行い、施設の破損及び汚損を発見した場合は、軽微なものについては、速やかに適切な処置を施すこと。また、大規模なものについては、速やかに市に報告し、対応について協議すること。

(ア) 電球などの日常的な管理で必要になる部品や消耗品を購入し、適切な処置を行うこと。

(イ) 指定管理者が行う修繕については、原則として1件あたり100万円（消費税を含む。）未満とする。指定管理者が行う1件あたり100万円（消費税を含む。）未満の修繕費用については、各年度、次に掲げる金額以上の額を修繕費用として、指定管理料に含めて提案することとする。なお、次に掲げる額以上の修繕費用が掛かると判断した場合は、その金額を計上し、提案してください。各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たない場合には、指定管理者は、提案額と執行額の差額を原則清算することとする。

なお、施設間の修繕費の流用を行う場合は、市と協議を行ってください。

施設名称	修繕費用の下限額
厚木市営東町スポーツセンター	3,600,000
厚木市営及川球技場	1,800,000
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター	2,000,000
厚木市営南毛利スポーツセンター	3,300,000
厚木市営玉川野球場	2,100,000

ウ 駐車場及び駐輪場の管理

利用者の利便性に配慮し、駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。

(ア) 施設の利用時間前及び利用時間後に入口の施錠管理を行うこと。

(イ) 車両の案内及び混雑時の駐車場の整理を行い、安全を確保すること。

(ウ) 巡回を適時行い、必要に応じて清掃を行うこと。

(エ) 大会の主催者から開錠及び施錠時間の変更の申し出があった場合、大会の趣旨及び周辺住民等への影響を考慮し、適切に対応すること。

(オ) 東町スポーツセンター駐車場においては、賠償責任保険に加入すること。

エ その他附帯設備等の維持管理

その他附帯施設については、日常的に点検を実施し、利用者が快適かつ安全に利用できるように良好な状態を維持すること。

(3) 事業計画書及び収支予算書の作成

毎年度3月末日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、市と調整を図った上で作成し、提出すること。

(4) 事業報告の作成

ア 月間利用実績報告

月間利用実績報告書を翌月10日までに提出すること。

イ 利用料徴収実績報告

月間利用実績報告書を翌月10日までに提出すること。

ウ 事業実績報告

会計年度終了後、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、年度終了後30日以内に提出すること。

(5) その他の業務

ア 遺失物、拾得物の処置

施設内で遺失物、拾得物を発見した場合は、拾得物保管簿に記入し、保管・処理すること。貴重品については、事務所内にて保管すること。

イ 緊急時の対応

自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要がある場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ、指定管理者は、誠実に要請に応じなければならない。この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、指定管理者において著しく不利益とならないことを基本として、本市と指定管理者との間で協議を行うこととする。なお、指定管理の対象施設のうち、及川球技場については、地域防災計画上、指定避難所及び指定緊急避難場所に位置付けられている。

(ア) 事故、災害等が発生した場合に備え、緊急連絡網及び行動マニュアルを作成し、日頃から職員に対し救急救命方法の研修を含めた指導及び訓練を行うこと。

(イ) 事故、災害発生時には、速やかに市にその旨を連絡し、協議・協力体制のもと利用者の保護・避難誘導を積極的に行うこと。また、地域の避難所等として使用する場合、積極的に支援・協力すること。

(ウ) 防火管理者を選任し、市消防本部に届出を行うこと。

(エ) 各施設に応じて消防訓練を行うこと。

ウ 修繕必要箇所のリストアップ

- (ア) 指定管理者は、当該年度に実施を予定している修繕及び翌年度予算として市の予算要求が必要な 100 万円以上の修繕について、毎年 5 月末日までの期間において、市が指定する期日までに提出すること。
- (イ) 指定管理者は、指定期間が満了する年度の前年度中に、次期指定期間 5 年間で必要な修繕、優先順位、概算金額について、市に提出すること。

エ 個人情報の保護

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、厚木市個人情報保護条例等、関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

オ 厚木市等関係機関との連絡調整

本業務の実施に当たっては、市を始め関係機関との連絡調整を密に行い、円滑な業務遂行に努めること。

カ 自己評価の実施

指定管理者は、次の方法により、利用者等の意見及び要望を把握し、運営に反映させるように努めるとともに、結果について厚木市に報告することとする。

市は、事業報告書及び事業評価の結果等を考慮した上で、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合には、是正勧告を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがある。

(ア) モニタリングの実施

個人利用者の利用状況、意見、満足度等を聴取し、利用者モニタリングを実施すること。ただし、モニタリングの聴取する項目は市と協議の上、定めるものとする。

(イ) 管理運営に関する自己評価の実施

利用者モニタリングにより得られた結果を基に、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を実施し、その結果を事業報告書にまとめて提出することとする。

キ モニタリングの実施

市及び指定管理者は、管理施設の管理業務が管理運営の基準等に適合していることを確認するためにモニタリングを行う。指定管理者は、厚木市指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づくモニタリングについて、実施の協力をすること。

ク 大規模修繕等に係る対応

緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合にお

ける管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、本市と指定管理者との間で協議を行うこと。なお、現時点で予定している施設改修として、市は、令和9年度に東町スポーツセンターの特定天井改修工事を予定しています。ただし、改修工事に伴う諸室の利用制限等については、現在調整中のため、管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、指定管理者としての選定後、速やかに協議を行うものとし、各施設の中期的な修繕計画等については、別添資料「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（スケジュール抜粋）」を御確認ください。

10 期間終了時の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、指定期間が終了する3か月前までに引継書を作成し、市又は市が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 指定期間終了までに、管理物件を原状に回復し明け渡さなければならない。
- (3) 引継ぎ及び原状回復に係る費用は、指定管理者が負担すること。

11 協議

指定管理者は本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

12 物品の帰属等

- (1) 本業務に用いる備品（物品）で市が所有するものについては、指定管理者に無償で貸し付ける。指定管理者が新規に購入した備品について、指定期間終了時の取扱については、協議するものとする。
- (2) 市の所有に属する物品については、「厚木市物品会計規則」に基づき管理するものとし、指定管理者は同規則に定められた備品管理簿に準ずる台帳を備えて、その物品を適切に管理しなければならない。備品管理台帳に準ずる台帳で管理している物品を移動又は廃棄する際は、事前に市に報告しなければならない。

13 備品等

備え付けの備品等は別途提示する。

14 物件の賃貸借について

施設の管理運営に必要な物件の賃貸借については、指定管理者が行うものとする。なお、現在、市が賃貸借契約を締結している物件の取り扱いについては、年度協定において別途定めるものとする。

15 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度への対応）

インボイス制度において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の交付が必要ため、指定管理者においては、必要な対応をすること。

16 本業務の実施に当たっての留意事項

本業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営はしないこと。
- (2) 市役所及び市内にある他の類似施設、特に他の体育施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の運営に係る各種規定又は要綱等を作成する場合には、市との協議を行うこと。
- (4) 各種規定等がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) 消耗品（事務用消耗品及び管理用消耗品）の購入、修繕（物品修繕及び施設修繕）の実施等に当たっては、市内業者への発注に配慮すること。
- (6) その他、本仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

厚木市営体育施設指定管理

(東町スポーツセンター・及川球技場・猿ヶ島スポーツセンター・南毛利スポーツセンター・玉川野球場)

保守管理業務仕様書

(案)

令和8年6月3日 修正

別紙

厚木市営東町スポーツセンター業務仕様書

1	機械警備業務	別紙 1
2	清掃等業務	別紙 2
3	トレーニング室管理運営業務	別紙 3
4	トレーニング機器保守点検業務	別紙 4
5	弓道場管理業務	別紙 5
6	自動ドア保守点検業務	別紙 6
7	空調・給排水衛生設備管理業務	別紙 7
8	エレベーター保守点検業務	別紙 8
9	自動券売機保守点検業務	別紙 9
10	公共建築物定期点検業務	別紙 10

厚木市営及川球技場業務仕様書

1	機械警備業務	別紙 11
2	清掃等業務	別紙 12
3	自家用電気工作物保安管理業務	別紙 13
4	雨水雑用水槽等清掃等業務	別紙 14
5	消防設備点検業務	別紙 15
6	ガス空調設備点検業務	別紙 16
7	除草業務	別紙 17
8	樹木剪定業務	別紙 18
9	シャッター設備点検業務	別紙 19
10	防火対象物定期点検業務	別紙 20
11	公共建築物定期点検業務	別紙 21
12	夜間照明施設保守点検業務	別紙 22
13	人工芝メンテナンス業務	別紙 23
14	人工芝メンテナンス業務（3年目）	別紙 24

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター業務仕様書

1	機械警備業務	別紙 25
2	清掃等業務	別紙 26
3	自家用電気工作物保安管理業務	別紙 27
4	汚水処理設備点検等業務	別紙 28
5	空調設備及びポンプ点検等業務	別紙 29
6	消防設備点検業務	別紙 30
7	非常用自家発電設備点検業務	別紙 31
8	自動ドア保守点検業務	別紙 32
9	スカイウエル点検業務	別紙 33

10	浄化槽法定検査業務	別紙 34
11	公共建築物定期点検業務	別紙 35
12	除草業務	別紙 36
13	樹木剪定業務	別紙 37

厚木市宮南毛利スポーツセンター業務仕様書

1	機械警備業務	別紙 38
2	体育館清掃等業務	別紙 39
3	テニスコート管理棟等清掃業務	別紙 40
4	自家用電気工作物保安管理業務	別紙 41
5	消防設備点検業務	別紙 42
6	空調設備等点検等業務	別紙 43
7	自動ドア保守点検業務	別紙 44
8	除草業務	別紙 45
9	樹木剪定業務	別紙 46
10	テニスコートメンテナンス業務	別紙 47
11	受水槽点検清掃業務	別紙 48
12	公共建築物定期点検業務	別紙 49
13	夜間照明施設保守点検業務	別紙 50
14	テニスコートメンテナンス業務委託	別紙 51
14	指定管理施設一般廃棄物回収処分業務	別紙 51

厚木市宮玉川野球場業務仕様書

1	機械警備業務	別紙 52
2	清掃等業務	別紙 53
3	自家用電気工作物保安管理業務	別紙 54
4	エレベーター保守点検業務	別紙 55
5	消防設備点検業務	別紙 56
6	除草業務	別紙 57
7	樹木剪定業務	別紙 58
8	グラウンド整備業務	別紙 59
9	公共建築物定期点検業務	別紙 60
10	夜間照明施設保守点検	別紙 61
11	玉川野球場自動ドア保守点検業務	別紙 62

東町スポーツセンター機械警備業務仕様

1 目的

この業務は、東町スポーツセンターの機械警備を行うことにより、施設閉場時における防犯及び異常の有無を確認することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

厚木市営東町スポーツセンター（厚木市東町2-1）

(2) 業務の期間及び時間

警備期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、警備時間は、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

(3) 業務の方法

警備方法は、アラームシステム（熱線型探知機、マグネットスイッチ）によるものとする。

(4) 業務の内容

業務内容は、施設内外の防犯業務及び警備業務日誌の記入（警備開始及び終了時の時間記入）とする。

(5) 報告及び連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各署及び管制本部及び緊急連絡先に連絡するものとする。

(6) 管制本部

機動パトロール隊員に対しては、常に管制本部との連絡が保たれ警備の状況が完全に掌握されているのと同時に、緊急の際は、同本部より適切な判断のもとに指示指令が与えられ必要な処置をとるものとする。

(7) 損害賠償

損害賠償の限度額は、定めない。

東町スポーツセンター清掃等業務仕様

1 目的

この業務は、東町スポーツセンターの清掃等を行うことにより美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

履行場所	厚木市東町 2 - 1
業務の内容	<p>1 日常清掃</p> <p>(1) カーペットの清掃 掃除機を用いて清掃する。なお、よごれがひどい場合は、必要に応じて適性洗剤を用い、拭き取りを行う。</p> <p>(2) 床の清掃・拭き 表面を掃除機清掃後、水拭きで仕上げる。</p> <p>(3) 机・テーブルの清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(4) ドアの拭き清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(5) 手すりの拭き清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(6) 流し台の清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(7) ペーパー・水石けんの補給 消耗品の補給を行う。</p> <p>(8) マットの清掃 掃除機を用いて清掃する。なお、よごれがひどい場合は、必要に応じて適性洗剤を用い、拭き取りを行う。</p> <p>(10) 排水口の清掃 排水口の内容物を処分し、清掃を行う。</p> <p>2 巡回清掃</p> <p>(1) 衛生陶器の清掃（毎回 1 回ずつ。） 衛生陶器（便器・洗面台）の清掃</p> <p>ア 便器は、適性洗剤にて清掃する。また、汚物入れの内容物の処分を行う。</p> <p>イ 洗面台は、衛生陶器は、適性洗剤にて清掃し、台は清拭きで仕上げる。</p>

- (2) 鏡みがき（毎回1回ずつ。）
清拭きで仕上げる。

3 定期清掃

- (1) 床面洗浄・ワックス
適性洗剤で洗浄後、ワックスを塗布し、乾拭きにて仕上げる。
- (2) 床面洗浄・ワックス・剥離
適性洗剤にて洗浄後に、適性洗剤にて剥離し、ワックスを塗布し、乾拭きにて仕上げる。
- (3) ガラス清掃
適性洗剤にて洗浄し、乾拭きにて仕上げる。

4 モップ交換業務

モップの交換を定期的に行う。

品名	設置場所	規格	枚数	交換回数
ダスト モップ	第1 体育室	160mm×920mm	10 枚	月1回
	第2 体育室	160mm×920mm	4 枚	月1回
	第1 武道場	160mm×920mm	3 枚	月1回
	第2 武道場	160mm×920mm	5 枚	月1回

東町スポーツセンタートレーニング室管理運営業務仕様

1 運営の基本方針

日常生活の基本である健康・体力づくりを誰もが気軽に継続的に実践できる場として開放する。利用者の健康や体力に応じた運動を指導員がアドバイスする。また、施設の有効活用により、多くの市民が利用できるよう運営する。

2 指導員の条件

大学（短期大学、専門学校を含む。）の体育学科卒業者又は保健体育の教員免許保有者で、トレーニングについての指導とトレーニング機器の取り扱いができるものを指導員とする。

3 業務内容

(1) 適切な実技指導の実践

利用者に対し安全かつ適切な指導を行い、バランスのとれた体力づくりを行う。

(2) 初回者講習会の開催

初めてトレーニング室へ来場した利用者を対象として初回者講習会を開催し、トレーニング機器の適正な使用方法を指導する。

(3) 使用方法及びトレーニング室の管理

ア 利用券は、各利用者が購入して、入室の際に確認し、退出の際に回収する。

イ 利用終了時間後は、施設、設備の異常の有無及び戸締まり、火の元の安全を確認し、退出するものとする。

(4) 備品・機器等の保守点検

トレーニング室内のトレーニング機器、その他の備品等は、毎日保守点検を実施し、美観、機能及び安全性の保持に努める。

(5) 災害及び事故が発生したときは、速やかに次の処置を取るものとする。

ア 地震・火災等が発生したときは、利用者の安全を確保するため、適切な避難誘導及び応急処置を行うとともに、スポーツセンター事務室と連携をとりながら関係機関への通報、初期消火活動など、必要な行動をとる。

イ けが（事故）が発生したときは、スポーツセンター事務室に連絡し、適切な処置を取るとともに、事故状況を記録し管理者に報告する。

(6) 指導員の配置人数

常時1人以上の体制とするが、講習会開催時間帯は2人以上の体制とする。

また、機器等のメンテナンスを行う。

4 服務基準

- (1) スポーツセンターを社会体育の場として認識し、専門的教育を受けた指導者を配置する。
- (2) 利用者に接する態度、言葉等に十分注意し、明朗・親切を旨としてサービス精神に徹した指導を行う。
- (3) 室内の基準、品位を保ち、ゆとりある安全な指導を行う。
- (4) 業務日報及び月報の作成。
- (5) 指導員は、職務上知り得た秘密は、いかなる場合にも漏らしてはならない。
- (6) 服装は、公共施設であることを認識し、トレーニング室にふさわしいものを着用する。
- (7) 常にスポーツセンター事務所と緻密な連絡を保ち、業務の円滑な運営に努める。

東町スポーツセンタートレーニング機器保守点検業務仕様

1 目的

東町スポーツセンタートレーニング室のトレーニング機器の機能を最高度に発揮し、故障等の防止及び機能の維持を図るため、保守点検を実施する。

2 点検者

機器構造を熟知し、体育施設整備士の資格を有する者が保守点検を行う。

3 点検回数

年 2 回 休場日に実施

4 点検対象

東町スポーツセンタートレーニング室内のトレーニング機器一式

5 業務内容

- (1) 故障等の連絡を受けた時は、速やかに技術者等による必要な整備を行うこと。
- (2) 人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに管理者に報告するとともに必要な処置を行うこと。

東町スポーツセンター弓道場管理業務仕様

- 1 この仕様書は、厚木市宮東町スポーツセンター弓道場管理業務の大要を示すものであって、軽微な部分又は本書に記載ない事項であっても、市民サービスに務めるとともに、公共事業としての品位を保ち業務を実施しなければならない。
- 2 業務の場所
厚木市東町2番1号
厚木市宮東町スポーツセンター内弓道場
- 3 業務の実施及び実施時間
実施日は、開場日とするとともに、実施時間は、開場時間内で実施をする。
- 4 業務の内容
 - (1) 安土を良好な状態に保ち、いつでも使用可能な状態に保っておく。
 - (2) 一般利用者の利用に供せられるよう、的紙の張替を行う。
 - (3) その他弓道場の管理に関して必要な事項を実施する。

東町スポーツセンター自動ドア保守点検業務仕様

1 目的

東町スポーツセンター自動ドアの機能を最高度に発揮し、故障等の防止、機能維持を図るため保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検対象

- (1) 1階ロビー西側 2基
- (2) 1階ロビー北側 1基

4 業務内容

- (1) 故障等の連絡を受けた時は速やかに技術者による必要な整備を行う。
- (2) 人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに管理者に報告するとともに必要な処置を行う。

東町スポーツセンター空調・給排水衛生設備管理業務仕様

1 この仕様書は、厚木市営東町スポーツセンター空調・給排水衛生設備管理業務の概要を示すものであって、軽微な部分又は本書に記載なき事項であっても、公共事業としての品位を保ち業務を実施しなければならない。

2 履行場所

厚木市東町 2 番 1 号 厚木市営東町スポーツセンター

3 業務実施時期及び時間

協議の上、実施する。

4 業務内容等

東町スポーツセンターの空気調和設備及び給排水衛生設備の日常的な運転操作、維持管理を行うとともに、定期的な点検を実施し、快適な施設の運営を確保する。

(1) 空気調和設備

ア 冷温水発生機運転操作・保守点検

小型吸収式冷温水発生機 3 台

点検整備 2 回 (冷房点検、暖房点検)

イ 冷却塔保守点検

吸収式冷温水発生機用冷却塔 3 台

貯水量 1,000 リットル

点検整備清掃 2 回

※冷却水処理薬品費及び薬品補充労働費含む

ウ 冷温水ポンプ運転操作・保守点検

冷温水ポンプ 3 台

点検整備 2 回

エ 冷却水ポンプ運転操作・保守点検

冷却水ポンプ 3 台

点検整備 2 回

オ エアハンドリングユニット運転操作・保守点検

エアハンドリングユニット 8 台 加湿器 8 台

オートロールフィルター 8 台

点検整備 2 回

カ 膨張タンク保守点検

- 密閉式膨張タンク 1台 タンク容量 150ℓ
点検整備 2回
- キ ファンコイルユニット保守点検
天吊カセット型ファインコイルユニット 9台
点検整備 2回
- ク 空冷ヒートポンプパッケージ保守点検
ビル用マルチタイプ 室外機 8台
ビル用マルチタイプ 室内機 26台
点検整備 2回
- ケ 全熱交換器保守点検
天井埋込型全熱交換器 10台
点検整備 2回
- コ 排煙気、送風機、排風機保守点検
排煙機 1台(シロッコファン)
送風機 3台(軸流扇)
排風機 39台(軸流扇32台、天井扇7台)
点検清掃 1回
- サ ガラリルーバー清掃
屋外ガラリルーバー 25枚
清掃 2回
屋内ガラリルーバー 142枚
清掃 1回
- シ 空気調和設備運転操作、巡回点検(外観・機能点検)
対象機器
冷温水発生機 3台
冷却塔 3台
冷温水ポンプ 3台
冷却水ポンプ 3台
エアハンドリングユニット 8台
ファンコイルユニット 9台
空冷ヒートポンプパッケージ 34台
全熱交換器 10台
外観・機能点検(必要に応じて実施)
- ス 内蔵型トラベロンNTロールフィルター(エアハンドリングユニット内蔵)
濾材(幅660mm1台、940mm6台、1,430mm1台)
交換 1回(消耗したときに交換)
濾材接触面の清掃 8台 2回
- セ プレフィルター点検・清掃
プレフィルター88枚 12回(毎月)

(2) 給排水衛生設備

ア 受水槽清掃

受水槽 18 立方メートル 1 基

水槽清掃 2 回 (8 月、2 月)

※ 実施時にボールタップの点検を行う。

イ 飲料水水質検査

10 項目検査 1 回

ウ 給水加圧ポンプユニット保守点検

給水加圧ポンプ 2 台 点検整備 年 2 回

エ 排水ポンプ保守点検・排水槽清掃

排水ポンプ 1 台 点検整備 2 回

排水槽 1 槽 清掃 2 回

オ 給湯用ボイラー運転操作・保守点検

温水ヒーター 1 台

点検整備 2 回

カ 給湯循環ポンプ運転操作・保守点検

給湯循環ポンプ 2 台

点検整備 3 回

キ 貯湯槽清掃・保守点検

貯湯槽(外部電源防触装置付き) 6,000 リットル 1 基

水槽清掃 3 回

点検整備 3 回

ク 煤煙測定 (法定)

2 回

ケ 膨張タンク保守点検

膨張タンク (100 リットル) 1 台 点検整備 2 回

東町スポーツセンターエレベーター保守点検業務仕様

1 業務概要

毎月定期的に技術員による点検作業を行い、かつ、自主的な判断により必要と認められた場合は「保守点検に於ける工事範囲」に掲げる機器並びに付属部品の修理又は取替えを行う。

また、不慮の故障に際しては、迅速に対応し修理等を行う。

2 対象物件

(1) 1号機：EXDN-WP-13-2CO60-T5

(2) 2号機：EXDN-P-17-2SR60-T5

※令和5年12月リニューアルに伴い、常時遠隔保守監視

3 点検回数及び報告

(1) 3箇月に1回、技術員による有人点検を行う。

(2) 建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期検査を1回行う。ただし、特定行政庁厚木市長（窓口は、一般財団法人神奈川県建築安全協会。）に対する報告については、不要とする（建築主事を置く厚木市の所有する建築物に設けられた建築設備であるため。）。

4 点検作業項目

(1) 機械室関係（巻上機、電動機、制御盤、調速機等）

(2) 乗場関係（インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等）

(3) 塔内関係（ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係）

(4) かが関係（操作盤、戸開閉装置、ガイドシュー、セフティーシュー等）

保守点検に於ける工事範囲

巻上機及び巻上電動機	1	ウォームギヤー取替
	2	ウォームホイール取替
	3	スラストベアリング取替
	4	各部オイルシール取替
	5	主シーブ取替
	6	ウォームシャフトメタル取替
	7	ソラセ車ベアリング取替
	8	電磁ブレーキライニング取替
	9	電磁ブレーキプランジヤー取替
	10	電磁ブレーキロッド取替
	11	電磁ブレーキスリーブ取替
	12	電磁ブレーキコイル取替
	13	電磁ブレーキコンタクト取替
	14	電動機巻線取替
	15	電動機メタル取替
	16	電動機整流子削正カーボン印子取替
	17	ギヤーオイル及び電動機メタルオイル取替
	18	巻上機分解
	19	巻上機分解歯当たり調整
	20	電動機用配線替
	21	各部ピン及びブッシュ類取替
ガバナマシン	1	シャフト取替
	2	メタル取替（又はベアリング取替）
	3	プーリー取替
	4	接点取替
	5	配線取替
	6	各部ピン及びブッシュ類取替
セレクターマシーン	1	誘導レバー取替
	2	案内棒、ねじ棒取替
	3	歯車取替
	4	可動接点及び固定接点取替
	5	駆動チェーン取替
制御盤関係	1	リレーコイル取替
	2	各リレー可動及び固定接点及びリード線取替
	3	セレン整流器取替
	4	抵抗管取替
	5	コンデンサー取替
	6	O・C・R取替
	7	変圧器取替
	8	各部配線取替
昇降路関係	1	ワイヤーロープ取替
	2	ガバナワイヤーロープ取替
	3	ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ取替
	4	チェンジスイッチ取替
	5	カウンター吊車、溝車削正
	6	カウンター吊車ベアリング取替
	7	カウンター吊車ガイドシュー取替
	8	主レールカウンターレール芯出し、締付け直し

	9	スチールテープ取替
	10	ワイヤーロット取替
	11	ワイヤーロットスプリング取替
	12	塔内配線配管取替
乗場関係	1	ドアレール取替
	2	ハンガー一式取替
	3	ドアガイドシュー取替
	4	戸当りゴム取替
	5	錠スイッチ接点取替
	6	戸閉スイッチ接点取替
	7	戸閉スイッチコロ取替
	8	ドアレバー取替
	9	ドアレバーピン及びメタル取替
戸閉機械	1	ランプソケット取替
	2	ランプ類取替
	3	押ボタン取替（カバー除く）
	4	各部配線取替
	5	戸閉機械取替
	6	電動機整流子削正及びカーボン冊子取替
	7	各部ベアリング及びメタルブッシュ類取替
	8	オイルシール取替
	9	ギヤーオイル取替
	10	電動機電機子界磁巻線取替
	11	位置スイッチ接点抵抗管取替
かご関係	1	ガイドシュー取替
	2	ガイドシューメタル取替
	3	リュブリゲータ取替
	4	着床リレー一式取替（インダクター取替）
	5	錠外し装置一式取替（RC一式取替）
	6	錠外し装置コイル取替
	7	非常止め分解手入
	8	非常ケーブル線取替
	9	かご内操作盤電磁コイル、スイッチ、ソケット取替
	10	セフティシュー一式取替
	11	電話機取替
	12	蛍光灯取替
	13	デヒューザ修理
付加装置	1	地震管制装置（P波）
	2	火災管制装置
	3	車椅子仕様
	4	停電時自動着床装置
	5	音声合成オートアナウンス

東町スポーツセンター自動券売機保守点検業務仕様

1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営東町スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市東町2番1号

2 目的

この業務は、施設の自動券売機の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 業務対象物件
自動券売機 1台（株式会社エルコム製）

4 点検回数

年2回

東町スポーツセンター公共建築物定期点検業務仕様

1 目的

本業務は、今後の建築物の適切な維持保全や維持保全計画の作成に役立てるため
体育施設の定期点検を実施する。

2 点検内容

(1) 令和9年度 機械設備、電気設備

【参考】

(2) 令和10年度 機械設備、電気設備

(3) 令和11年度 機械設備、電気設備、建築物

3 点検資格者

建築物の点検は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 1級建築士又は2級建築士

(2) 特殊建築物調査員、建築設備検査員、昇降機検査員

4 定期報告結果のまとめ

定期点検結果報告書は、定期点検結果報告書、定期点検票、点検結果図（配置図・
平面図等に不良箇所等を朱記する。）、写真（調査中や問題のあるところ）とする。
また、報告書の提出については、建築基準法及び建築基準法施行規則に定める定期
報告制度の基準に基づくものとする。

5 報告と助言

乙は上記の報告書等に基づき、甲に定期点検結果の報告を行う。

6 関連図書

「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」 一般財団法人 日本建築防災協会

「建築物点検マニュアル・同解説」 一般財団法人 建築保全センター

「建築設備定期点検業務基準書」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

「特殊建築物等定期調査業務基準」 一般財団法人 日本建築防災協会

「建築設備定期検査業務基準」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

及川球技場機械警備業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営及川球技場の機械警備を行うことにより、施設閉場時における防犯及び異常の有無を確認することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

厚木市営及川球技場（厚木市及川 1-17-1）

(2) 業務の期間及び時間

警備期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、警備時間は、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

ただし、休場日については、午前0時から午後12時までとする。

(3) 業務の方法

警備方法は、アラームシステム（熱線型探知機、マグネットスイッチ）によるものとする。

(4) 業務の内容

業務内容は、施設内外の防犯業務及び警備業務日誌の記入（警備開始及び終了時の時間記入）とする。

(5) 報告及び連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各署及び管制本部及び緊急連絡先に連絡するものとする。

(6) 管制本部

機動パトロール隊員に対しては、常に管制本部との連絡が保たれ警備の状況が完全に掌握されているのと同時に、緊急の際は、同本部より適切な判断のもとに指示指令が与えられ必要な処置をとるものとする。

(7) 損害賠償

損害賠償の限度額は、定めない。

及川球技場清掃等業務仕様

1 目的

この業務は、及川球技場の清掃等を行うことにより美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

履行場所	厚木市及川1丁目17番1号（及川球技場）
業務の内容	<p>1 定期清掃</p> <p>(1) 床の掃き・拭き 目立つゴミ拾集及び処理を行い、水拭きで仕上げる。なお、汚れがひどい場合は、必要に応じて適性洗剤を用い清掃する。</p> <p>(2) 床面の洗淨 適性洗剤にて洗淨後、乾拭きにて仕上がる。また、シャワー室の排水口の内容物を処分し、清掃を行う。</p> <p>(3) 床面の洗淨・ワックス塗布 適性洗剤にて洗淨後に、ワックスを塗布し、乾拭きにて仕上げる。</p> <p>(4) 流し台の清掃 シンク部分については、適性洗剤にて洗淨後、乾拭きにて仕上げる。また、引き出し・シンク下のゴミの拾集及び処理し、清掃を行う。</p> <p>(5) 衛生陶器の清掃（台・鏡みがきを含む。） ア 便器は、適性洗剤で清掃する。また、汚物入れの内容物を処分する。 イ 洗面台の衛生陶器は、適性洗剤にて清掃し、台は清拭きで仕上げる。また、排水口まわりの水垢も除去する。 ウ 鏡は、清拭きで仕上げる。</p> <p>(6) マットの清掃 適性洗剤を用い清掃し、乾燥させる。</p> <p>(7) ガラス・窓台清掃 ガラス面は、適性洗剤にて洗淨し、乾拭きにて仕上げる。窓台は、清拭きで仕上げる。なお、汚れがひどい場合は、必要に応じて適性洗剤を用い清掃する。</p> <p>(8) 網戸清掃 適性洗剤にて洗淨し、乾燥させる。</p>

	2 マット交換 マットの交換を定期的に行う。				
	品名	設置場所	規格	枚数	交換回数
	ダストマット	管理棟玄関 ホール	2,400mm ×1500mm	2枚	月1回

及川球技場自家用電気工作物保安管理業務仕様

1 目的

この業務は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき定めた保安規定により、施設の自家発用電気工作物の保安管理業務を行うことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

自家発用電気工作物	最大電力	220 キロワット
	設備容量	350KVA・6,600V

(2) 業務の内容

業務の内容は、次に掲げるものとする。

ア 電気工作物の設置、又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示、又は助言を行うものとする。

イ 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議、又は助言を行うとともに、施設の電気工作物の巡視、点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準、又は電気用品取締法に適合しない事項があるときは、必要な指示、又は助言を行うものとする。

ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面についてその作成及び手続きの指導を行うものとする。

エ 電気事業法に基づいて、国が行う使用前検査及び立入検査に立ち会うものとする。

オ その他法に定められている事項とする。

(3) 業務の指示

ア 月次点検 月 1 回

イ 定期点検 年 1 回

3 緊急時の対応

電気事故発生の場合は応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止について取るべき措置を指示、又は助言するほか、必要に応じて精密点検を行うとともに、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うものとする。

及川球技場雨水雑用水槽等清掃等業務仕様

1 目的

この業務は、施設の雨水雑用水槽等設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

ア 雨水雑用水槽等設備

(ア) 沈殿槽 (17.0 m ³)	2 基
(イ) 雨水槽 (38.0 m ³)	2 基
(ウ) 雑用水槽 (40.0 m ³)	2 基
(エ) 受水槽 (7.5 m ³)	2 基
(オ) 雨水検知器	2 基
(カ) 雨水集送水管 (φ100V U×90m)	2 箇所

イ ポンプ設備

(ア) 給水ポンプ (1.5KW)	4 台
(イ) 給水ポンプ (2.2KW)	4 台
(ウ) 移送用ポンプ (0.4KW)	4 台

(2) 業務の指示

ア 業務の実施回数については、次のとおりとする。

雨水雑用水槽・受水槽清掃	年 1 回
水質検査 (全項目)	年 1 回
ポンプ点検	年 2 回

イ 受水槽清掃従事者については、厚生労働大臣の定めるところによる建築物の飲料水貯水槽清掃に関する講習の課程を終了した者とする。

ウ 業務実施に伴う汚泥等廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

及川球技場消防設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設の消防設備を常に正常な状態に保つため、法に定められた点検を行うことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

- ア 消火器具
- イ 自動火災報知設備
- ウ 誘導灯及び誘導標識
- エ 非常放送設備

(2) 業務の指示

業務の実施回数については、次のとおりとする。

- ア 外観及び機能点検 年1回
- イ 総合点検 年1回（外観、機能点検を含む）

及川球技場ガス空調設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設のガス空調設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

ア 管理棟（ヤンマーエネルギーシステム株式会社製、2018年本体入替）

(ア) 室外機

A YNZP450K1NB 1台
システム番号：8AKP2331N
エンジン型式：3GPK88

(イ) 室内機

A YZCP90MJ 1台（事務室）
製造番号：C005524
天井埋込カセット形ラウンドフロータイプ 下面周囲4方向

B YZCP56MJ 1台（医務室）
製造番号：C005425
天井埋込カセット形ラウンドフロータイプ 下面周囲4方向

C YZBP140D 2台（会議室）
製造番号：E000334、E000331
天井ビルトイン形 前面

イ A棟（ヤンマーエネルギーシステム株式会社製、2022年2月本体入替）

(ア) 室外機

A YRMP180G2NB 1台
機体番号：1TB-8413N

(イ) 室内機

A HCGP90K3 1台（放送室）
製造番号：UAYF6013
天井埋込カセット形 4方向タイプ

B HWGP45K2 1台（本部室A）
製造番号：UAXY9669
天井埋込カセット形 2方向タイプ

C HWGP45K2 1台（本部室B）
製造番号：UAXY1562

天井埋込カセット形 2方向タイプ

ウ B棟 (ヤンマーエネルギーシステム株式会社製、2022年2月本体入替)

(ア) 室外機

A YRMP180G2NB 1台

機体番号：1TB-8414N

(イ) 室内機

A HCGP90K3 1台 (放送室)

製造番号：UAYF6009

天井埋込カセット形 4方向タイプ

B HWGP45K2 1台 (本部室A)

製造番号：UAXY1566

天井埋込カセット形 2方向タイプ

C HWGP45K2 1台 (本部室B)

製造番号：UAXY1575

天井埋込カセット形 2方向タイプ

(2) 業務の指示

業務の実施については、年1回とする。

及川球技場除草業務仕様

1 目的

この業務は、施設敷地内の植栽施設の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積等

除草面積 9,458 m²

(2) 業務の指示

ア 施設を常に良好な状態に維持できるよう、必要な回数を実施すること。

イ 業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

及川球技場樹木剪定業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営及川球技場敷地内の樹木の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 9,458 m²

(2) 業務実施回数
年 1 回以上

(3) 業務の指示
業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

及川球技場シャッター設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設のシャッター設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

出入口シャッター 4基（A面2基、B面2基）

A・B面：東洋シャッター製

(2) 業務の指示

業務の実施回数は、年1回とする。

及川球技場防火対象物定期点検業務仕様

1 目的

火災を予防し、施設利用者等の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的とする。

2 業務

消防法第8条の2の2に基づき、防火対象物の定期点検及び報告を実施する。

及川球技場公共建築物定期点検業務仕様

1 目的

本業務は、今後の建築物の適切な維持保全や維持保全計画の作成に役立てるため、体育施設の定期点検を実施する。

2 点検内容

- (1) 令和9年度 機械設備、電気設備

【参考】

- (2) 令和10年度 機械設備、電気設備
(3) 令和11年度 機械設備、電気設備、建築物

3 点検資格者

建築物の点検は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 1級建築士又は2級建築士
(2) 特殊建築物調査員、建築設備検査員、昇降機検査員

4 定期報告結果のまとめ

定期点検結果報告書は、定期点検結果報告書、定期点検票、点検結果図（配置図・平面図等に不良箇所等を朱記する。）、写真（調査中や問題のあるところ）とする。また、報告書の提出については、建築基準法及び建築基準法施行規則に定める定期報告制度の基準に基づくものとする。

5 報告と助言

乙は上記の報告書等に基づき、甲に定期点検結果の報告を行う。

6 関連図書

- 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」 一般財団法人 日本建築防災協会
「建築物点検マニュアル・同解説」 一般財団法人 建築保全センター
「建築設備定期点検業務基準書」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
「特殊建築物等定期調査業務基準」 一般財団法人 日本建築防災協会
「建築設備定期検査業務基準」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

及川球技場夜間照明施設保守点検業務仕様

1 目的

厚木市営及川球技場に設置してある夜間照明施設を良好な状態に保つため、保守点検業務を行うものとする。

2 品位の保持

本仕様書に明示されていないもので、業務の性質上当然必要な軽微な部分等については、公共事業としての品位を保ち業務を実施しなければならない。

3 実施場所

厚木市営及川球戯場（厚木市及川1丁目17番1号）

4 業務範囲

東芝ライテック（株）製夜間照明施設（MESLリモコン）
（照明主操作盤・分電盤・制御端末・夜間照明塔施設 6基）

5 業務範囲

(1) 当保守点検については、照明主操作盤（2面分）外の点検等を行なうものとする。

(2) 保守点検内容は次のとおりとする。

ア 幹線設備点検

- (ア) 絶縁抵抗測定
- (イ) 無負荷電圧測定
- (ウ) 端子増し締め確認

イ 照明主操作盤点検

- (ア) 外観点検
- (イ) 入力電圧測定
- (ウ) 端子増し締め確認
- (エ) コネクタ類接続確認
- (オ) 各照明点灯パターン動作確認（残置動作確認含む）
- (カ) グラフィックパネル監視状態確認
- (キ) タイマー機能確認
- (ク) 清掃

ウ 各塔照明分電盤点検

- (ア) 外観点検

- (イ) 入力電圧測定
- (ロ) 回路絶縁抵抗測定
- (ハ) 接地抵抗測定
- (ニ) 端子増し締め確認
- (ホ) 漏電遮断器点検（動作時間・感度電流測定）
- (ヘ) 清掃

エ 避雷針設備点検

- (ア) 外観点検
- (イ) 導線外観点検
- (ロ) 導線接続部増し締め確認
- (ハ) 試験用端子箱点検（端子増し締め含む）
- (ニ) 端子箱清掃

オ 照明塔点検

- (ア) 投光器 外観・構造及び点灯確認
- (イ) 安定器 外観・点灯時状況点検（唸り・振動等）
- (ロ) 殺虫灯 外観・構造及び点灯確認
- (ハ) 塔内灯 外観・構造及び点灯確認
- (ニ) 終了予告灯 外観・構造及び点灯確認
- (ホ) 各照明器具・安定器 固定ボルト増し締めケーブル接続部点検（接地線とも）及び清掃
- (ヘ) 配線・接続箱内 点検・清掃
- (ト) 塔内・塔上配線状況確認
- (チ) 塔上 ステージ清掃

カ 点検結果報告書

- (ア) 各塔 各照明 点灯確認結果報告
- (イ) 各種 測定・動作確認結果報告
- (ロ) 各種 点検結果報告
- (ハ) 各機器・配線等 異常箇所報告
- (ニ) 点検・測定・清掃状況写真

7 実施年度

令和 11 年度

及川球技場人工芝メンテナンス業務仕様

1 目的

厚木市営及川球技場の人工芝及び競技環境を常に正常な状態に保つため、定期的なメンテナンスを行うことを目的とする。

2 業務対象物件

- ア 人口芝のブラッシング及び補充用ゴムチップの散布
- イ アンツーカー廻り（ホーム、マウンド、塁廻り）の除去作業
- ウ 簡易養生及び廃材処分

3 業務回数

- ア 通常メンテナンス及びアンツーカー廻り除去作業 年2回

及川球技場人工芝メンテナンス業務（3年目メンテナンス） 仕様

1 目的

厚木市営及川球技場の人工芝及び競技環境を常に正常な状態に保つため、アンツーカー廻りの除去及び補充用ゴムチップの敷設を行うことを目的とする。

2 業務対象物件

- ア アンツーカー廻り（ホーム、マウンド、塁廻り）の除去作業
- ウ 簡易養生及び廃材処分

3 業務回数

- ア アンツーカー廻り除去作業 3年に一回（令和10年度、令和13年度実施）

猿ヶ島スポーツセンター機械警備業務仕様

1 目的

この業務は、猿ヶ島スポーツセンターの機械警備を行うことにより、施設閉場時における防犯及び異常の有無を確認することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター（厚木市猿ヶ島 195-129）

(2) 業務の期間及び時間

警備期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、警備時間は、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

ただし、休場日については、午前0時から午後12時までとする。

(3) 業務の方法

警備方法は、アラームシステム（熱線型探知機、マグネットスイッチ）によるものとする。

(4) 業務の内容

業務内容は、施設内外の防犯業務及び警備業務日誌の記入（警備開始及び終了時の時間記入）とする。

(5) 報告及び連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各署及び管制本部及び緊急連絡先に連絡するものとする。

(6) 管制本部

機動パトロール隊員に対しては、常に管制本部との連絡が保たれ警備の状況が完全に掌握されているのと同時に、緊急の際は、同本部より適切な判断のもとに指示指令が与えられ必要な処置をとるものとする。

(7) 損害賠償

損害賠償の限度額は、定めない。

猿ヶ島スポーツセンター清掃等業務仕様

1 目的

この業務は、猿ヶ島スポーツセンターの清掃等を行うことにより美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

履行場所	厚木市猿ヶ島 195 番地 129 (猿ヶ島スポーツセンター)
業務の内容	<p>1 日常清掃</p> <p>(1) 床の清掃・拭き 表面を掃除機清掃後、水拭きで仕上げる。</p> <p>(2) 床のモップ掛け・清掃 目立つゴミの拾集及び処理を行い、モップ掛けを行う。</p> <p>(3) テーブル・イスの清掃 目立つゴミ拾集及び処理を行い、清拭き（水拭き後に乾拭き）で仕上げる。</p> <p>(4) 備品・什器の防塵 ア 対象 談話室（健康器具、家電等） ホール・廊下（マイタウンナビ、ロッカー、券売機等） 玄関周り（シューズロッカー、傘立て） 電話機 イ 目立つゴミ拾集及び処理を行い、清拭きで仕上げる。</p> <p>(5) 手すりの拭き清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(6) 鏡みがき 清拭きで仕上げる。</p> <p>(7) 衛生陶器（便器・洗面台）の清掃 ア 便器は、適性洗剤にて清掃する。また、汚物入れの内容物の処分を行う。 イ 洗面台は、衛生陶器は、適性洗剤にて清掃し、台は清拭きで仕上げる。</p> <p>(8) マットの清掃 掃除機を用いて清掃する。なお、汚れがひどい場合は、必要に応じて適性洗剤を用い、清掃する。</p> <p>(9) 排水口の清掃</p>

排水口の内容物を処分し、清掃を行う。

2 定期清掃

(1) じゅうたんの除菌・除臭清掃

掃除機による清掃後、専用の薬剤を使用し、除菌及び除臭を行う。なお、幼児等が使用する部屋のため、薬剤は無害のものを使用すること。

(2) 床面の洗浄

適性洗剤にて洗浄後、乾拭きにて仕上がる。

(3) 床面のワックス塗布

ア 塩ビシート・ビニタイル

適性洗剤にて洗浄後に、ワックスを塗布し、乾拭きにて仕上げる。

イ フローリング

モップ掛け後に表面を洗浄、ワックス塗布し、乾燥させる。

ウ 防塵塗装

床の清掃後に、ワックスを塗布し、乾燥させる。

(4) ガラス清掃

適性洗剤にて洗浄し、乾拭きにて仕上げる。(両面行うこと。)

(5) 網戸清掃

適性洗剤にて洗浄する。

(6) ブラインド清掃

清拭きにて仕上げる。汚れがひどい場合は、適性洗剤を使用し、清掃する。

3 マット・モップ交換業務

マット・モップの交換を定期的に行う。

品名	設置場所	規格	枚数	交換回数
ダスト マット	玄関 (風除室)	2,400mm× 1,500mm	1枚	月1回
	下駄箱前	1,200mm× 900mm	2枚	月1回
	下駄箱前	750mm× 900mm	1枚	月1回
ダスト モップ	体育室	90cm	10枚	月1回
	多目的室	90cm	4枚	月1回
	談話室	40cm	1枚	月1回
ハンデ イモッ プS	事務室		1枚	月1回
	談話室		1枚	月1回

猿ヶ島スポーツセンター自家用電気工作物保安管理業務仕様

1 目的

この業務は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき定めた保安規定により、施設の自家発用電気工作物の保安管理業務を行うことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

自家発用電気工作物	最大電力	150 キロワット
	設備容量	225KVA・6,600V
	予備発電	30KVA・200V

(2) 業務の内容

- ア 電気工作物の設置、又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示、又は助言を行うものとする。
- イ 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議、又は助言を行うとともに、施設の電気工作物の巡視、点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準、又は電気用品取締法に適合しない事項があるときは、必要な指示、又は助言を行うものとする。
- ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面についてその作成及び手続きの指導を行うものとする。
- エ 電気事業法に基づいて、国が行う使用前検査及び立入検査に立ち会うものとする。
- オ その他法に定められている事項とする。

(3) 業務の指示

- ア 実施した業務については、業務報告書を作成し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。
- イ 実施した業務については、業務報告書を作成し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。
 - (ア) 月次点検 月 1 回（定期点検実施月を除く）
 - (イ) 定期点検 年 1 回

3 緊急時の対応

電気事故発生の場合は応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止について取るべき措置を指示、又は助言するほか、必要に応じて精密点検を行うとともに、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うものとする。

猿ヶ島スポーツセンター汚水処理設備点検等業務仕様

1 目的

この業務は、施設の汚水処理設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

- ア 汚水処理設備点検業務
- イ 水質分析業務

(2) 業務の指示

ア 実施した業務については、業務報告書を提出し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

イ 業務の実施回数については、次のとおりとする。

- (ア) 汚水処理設備点検及び塩素滅菌剤投入 月 1 回
- (イ) 水質分析 年 1 回

猿ヶ島スポーツセンター空調設備及びポンプ点検等業務仕様

1 目的

この業務は、施設の空調設備及びポンプ等の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

- ア 空調機
- イ 全熱交換機
- ウ 換気扇類
- エ 給水ポンプ
- オ 受水槽清掃及び水質検査

(2) 業務の指示

ア 実施した業務については、業務報告書を作成し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

イ 業務の実施回数については、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------|
| (ア) 空調機点検 | 年 2 回 |
| (イ) 給水ポンプ点検 | 年 1 回 |
| (ウ) 受水槽清掃 | 年 1 回 |
| (エ) 水質検査 | 年 1 回 |
| (オ) 全熱交換機点検 | 年 1 回 |

ウ 受水槽清掃従事者については、厚生労働大臣の定めるところによる建築物の飲料水貯水槽清掃に関する講習の課程を終了した者とする。

エ 業務実施に伴う廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

猿ヶ島スポーツセンター消防設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設の消防設備を常に正常な状態に保つため、法に定められた点検を行うことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

- ア 消火器具
- イ 自動火災報知設備
- ウ 誘導灯及び誘導標識
- エ 防火扉及び排煙設備
- オ 非常放送設備

(2) 業務の指示

- ア 実施した業務については、消防法に定められた様式による業務報告書を作成し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。
- イ 業務の実施回数については、次のとおりとする。
 - (ア) 外観及び機能点検 年1回
 - (イ) 総合点検 年1回（外観及び機能点検を含む。）

猿ヶ島スポーツセンター非常用自家発電設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設の非常用自家発電設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

非常用自家発電設備

原動機 ヤンマーディーゼル製 4TN-82TLRGH 52.0ps

発電機 定格出力 30KVA 24KW

蓄電池 HS-100E 12V

(2) 業務の指示

ア 実施した業務については、業務報告書を作成し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

イ 業務の実施回数については、次のとおりとする。

(ア) 作動、外観、機能点検 年1回

(イ) 総合点検 年1回（作動、外観、機能点検を含む。）

猿ヶ島スポーツセンター自動ドア保守点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設の自動ドアの機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 点検回数

年 2 回

3 対象物件

正面玄関 2 基

4 業務内容

- (1) 故障等の連絡を受けた時は速やかに技術者による必要な整備を行う。
- (2) 人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに管理者に報告するとともに必要な処置を行う。

猿ヶ島スポーツセンタースカイウェル点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設のヘルストロンの機能を常に良好な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

スカイウェル S W-9000H 4脚

(2) 業務の指示

実施した業務については、業務報告書を作成し、指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

猿ヶ島スポーツセンター浄化槽法定検査業務仕様

1 目的

浄化槽の保守点検や清掃が正しく実施され、浄化槽が正常に機能しているかどうか確認する。

2 業務

浄化槽法第 11 号 1 項に基づき、毎年 1 回、浄化槽の保守点検や清掃が正しく実施され、浄化槽が正常に機能しているかどうか確認する。

なお、この法定検査は、県の指定した業者に依頼する。

猿ヶ島スポーツセンター公共建築物定期点検業務仕様

1 目的

本業務は、今後の建築物の適切な維持保全や維持保全計画の作成に役立てるため、体育施設の定期点検を実施する。

2 点検内容

(1) 令和9年度 機械設備、電気設備

【参考】

(2) 令和10年度 機械設備、電気設備

(3) 令和11年度 機械設備、電気設備、建築物

3 点検資格者

建築物の点検は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 1級建築士又は2級建築士

(2) 特殊建築物調査員、建築設備検査員、昇降機検査員

4 定期報告結果のまとめ

定期点検結果報告書は、定期点検結果報告書、定期点検票、点検結果図（配置図・平面図等に不良箇所等を朱記する。）、写真（調査中や問題のあるところ）とする。また、報告書の提出については、建築基準法及び建築基準法施行規則に定める定期報告制度の基準に基づくものとする。

5 報告と助言

乙は上記の報告書等に基づき、甲に定期点検結果の報告を行う。

6 関連図書

「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」 財団法人 日本建築防災協会

「建築物点検マニュアル・同解説」 一般財団法人 建築保全センター

「建築設備定期点検業務基準書」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

「特殊建築物等定期調査業務基準」 一般財団法人 日本建築防災協会

「建築設備定期検査業務基準」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

猿ヶ島スポーツセンター除草業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市猿ヶ島スポーツセンター敷地内の植栽施設の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 6,470 m²

(2) 業務実施回数

施設を常に良好な状態に維持できるよう、必要な回数を実施すること。

(3) 業務の指示

業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

猿ヶ島スポーツセンター樹木剪定業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市宮猿ヶ島スポーツセンター敷地内の樹木の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 6,470 m²

(2) 業務実施回数
年 1 回

(3) 業務の指示

業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

南毛利スポーツセンター機械警備業務仕様

1 目的

この業務は、南毛利スポーツセンターの機械警備を行うことにより、施設閉場時における防犯及び異常の有無を確認することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

厚木市営南毛利スポーツセンター体育館及びテニスコート
(厚木市温水西 1-27-1)

(2) 業務の期間及び時間

警備期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、警備時間は、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

ただし、休場日については、午前0時から午後12時までとする。

(3) 業務の方法

警備方法は、アラームシステム（熱線型探知機、マグネットスイッチ）によるものとする。

(4) 業務の内容

業務内容は、施設内外の防犯業務及び警備業務日誌の記入（警備開始及び終了時の時間記入）とする。

(5) 報告及び連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各署及び管制本部及び緊急連絡先に連絡するものとする。

(6) 管制本部

機動パトロール隊員に対しては、常に管制本部との連絡が保たれ警備の状況が完全に掌握されているのと同時に、緊急の際は、同本部より適切な判断のもとに指示指令が与えられ必要な処置をとるものとする。

(7) 損害賠償

損害賠償の限度額は、定めない。

南毛利スポーツセンター体育館清掃等業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営南毛利スポーツセンター体育館の清掃等を行うことにより美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

履行場所	厚木市温水西1丁目27番1号 (南毛利スポーツセンター体育館、体育館周辺)
業務の内容	<p>1 日常清掃</p> <p>(1) 玄関・風除室、シューズロッカー室、ホール及び廊下、事務室、役員室、医務室、ミーティングルーム、放送室、給湯室、ロッカー室、トイレ、会議室、多目的室、観覧席、バルコニー、階段及び体育館周辺の日常清掃</p> <p>ア 床の掃き・拭き（表面を掃除機等で清掃後、水拭きで仕上げる。汚れがひどい場合は、必要に応じて適性洗剤を用い、拭き取りを行う。）</p> <p>※ 室内ガラス拭き（表面を水拭きで仕上げる。汚れがひどい場合は必要に応じて適性洗剤を用い、拭き取りを行う。）</p> <p>イ 吸殻捨て灰皿清掃（正面玄関前喫煙場所 ほか）</p> <p>ウ 足拭きマットの清掃 （シューズロッカー室スノコ含）</p> <p>エ シャワーユニット内の清掃（ロッカー室）</p> <p>オ 机・テーブル等の清掃</p> <p>カ 手すりの拭き掃除（観覧席 ほか）</p> <p>キ 衛生陶器の清掃（洗面台、便器 ほか）</p> <p>ク 目立つゴミの拾集・処理（体育館周辺 ほか）</p> <p>ケ 巡回清掃（体育館周辺 ほか）</p> <p>2 定期清掃</p> <p>(1) ワックス清掃（年2回） ホール及び廊下、事務室、役員室、医務室、ミーティングルーム、放送室、給湯室、ロッカー室の定期清掃（会議室及び体育室は年1回とする。多目的室には、専用ワックス塗布済み。）</p> <p>ア 床面洗淨仕上げ</p> <p>イ ワックス塗布</p> <p>(2) ガラス清掃（年2回） 玄関・風除室、シューズロッカー室、事務室、役員室、医</p>

務室、ミーティングルーム、ロッカー室、トイレ、会議室、
多目的室、体育室及び器具庫のガラス清掃

ア 扉間仕切りガラス清掃

イ 外窓ガラス清掃

3 清掃用具交換

(1) ダストモップ交換

体育室用ダストモップの交換を定期的に行う。

8本（90 cm） 月2回

南毛利スポーツセンターテニスコート管理棟等清掃業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコート管理棟等の清掃を行うことにより美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

履行場所	厚木市温水西1丁目27番2号 (南毛利スポーツセンターテニスコート管理棟、 運営棟及びその周辺)
業務の内容	<p>1 定期清掃</p> <p>(1) 管理棟玄関、ホール、事務室、ロッカー室、会議室、給湯室、バルコニー、階段及び運営棟の定期清掃</p> <p>ア 表面清掃後、乾拭き仕上 (汚れの多い場合は、水拭き)</p> <p>イ 灰皿及び屑籠の内容物処理</p> <p>ウ 足拭きマットの清掃 (玄関)</p> <p>エ 洗面台の清掃及び鏡拭き (ロッカー室)</p> <p>オ シャワーユニット内の清掃 (ロッカー室)</p> <p>カ 流し台の清掃 (事務室・給湯室)</p> <p>キ テーブル、出窓フローリングの乾拭き</p> <p>ク 表面清掃 (バルコニー、外階段)</p> <p>ケ 目立つゴミの収集、処理 (管理棟周辺)</p> <p>(2) トイレの定期清掃</p> <p>ア 表面清掃後、適性洗剤にて洗浄。乾拭き仕上</p> <p>イ 衛生陶器の清掃</p> <p>ウ 屑籠の内容物処理</p> <p>エ 洗面台の清掃及び鏡拭き</p> <p>オ トイレトペーパー、水石鹼補給</p> <p>(3) テニスコート周辺の定期清掃</p> <p>ア 巡回清掃</p> <p>イ 灰皿及び屑籠の内容物処理</p> <p>ウ 水飲み場の清掃 (2箇所)</p> <p>2 ワックス清掃</p> <p>(1) 管理棟1・2階、階段及び運営棟1・2階のワックス清掃</p> <p>ア 適性洗剤にて洗浄</p> <p>イ ワックス塗布</p> <p>ウ 乾拭き仕上</p>

南毛利スポーツセンター自家用電気工作物保安管理業務仕様

1 目的

この業務は、電気事業法第 38 条第 4 項の適用を受ける施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することを主な目的とする。

2 業務対象物件

(1) 体育館

受電電圧 6,000V

最大電力 135KW

(2) テニスコート

受電電圧 6,600V

最大電力 123KW

3 業務内容

(1) 保安業務

(2) 点検、試験等業務

ア 月次点検 月 1 回

イ 定期点検 年 1 回

南毛利スポーツセンター消防設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設の消防設備を常に正常な状態に保つため、法に定められた点検を行うことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

ア 体育館

- (ア) 消火設備
- (イ) 自動火災報知設備
- (ウ) 誘導灯及び誘導標識設備
- (エ) 防火扉及び排煙設備
- (オ) 非常放送設備

イ テニスコート

- (ア) 消火設備
- (イ) 自動火災報知設備
- (ウ) 誘導灯及び誘導標識設備

(2) 業務の指示

ア 実施した業務については、消防法に定められた様式による業務報告書を作成し、指示があった場合は速やかに提出するものとする。

イ 業務の実施時期については、次のとおりとする。

- (ア) 機器点検 年1回
- (イ) 総合点検 年1回（外観及び機器点検を含む）

南毛利スポーツセンター空調設備等点検等業務仕様

1 目的

この業務は、施設の空調設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

- ア 空調機
- イ 全熱交換機
- ウ 換気扇類

(2) 業務の指示

- ア 業務の実施回数については、年2回とする。
- イ 業務実施に伴う廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

南毛利スポーツセンター自動ドア保守点検業務仕様

1 目的

南毛利スポーツセンターにおける自動ドアの機能を最高度に発揮し、故障等の防止、機能維持を図るため保守点検を実施する。

2 点検回数

年 2 回

3 対象物件

- (1) 体育館 2 基
- (2) テニスコート管理棟 2 基

4 業務内容

- (1) 故障等の連絡を受けた時は速やかに技術者による必要な整備を行う。
- (2) 人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに管理者に報告するとともに必要な処置を行う。

南毛利スポーツセンター除草業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営南毛利スポーツセンター敷地内の植栽施設の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 6,480.0 m²

(2) 業務実施回数

施設を常に良好な状態に維持できるよう、必要な回数を実施すること。

(3) 業務の指示

業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

南毛利スポーツセンター樹木剪定業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営南毛利スポーツセンター敷地内の樹木の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 6,480.0 m²

(2) 業務実施回数
年 1 回

(3) 業務の指示
業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

南毛利スポーツセンターテニスコートメンテナンス業務仕様

1 目的

本業務は、厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコートのコート面を常に良好な状態に維持するために行うものである。

2 業務内容

(1) 対象物件

厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコート
砂入り人工芝 12 面（面積 8,240 m²）

(2) 業務概要

ア 業務回数

年 2 回

イ 実施日

原則として休場日に実施するものとする。

また、悪天候等の理由により業務が実施できない場合には、予備日に実施するものとする。

ウ 業務内容

ネット、ポール、ベンチ、審判台をコート外に搬出後、次の業務を実施し、業務終了後ネット等を元の位置に戻す。

(ア) 機械による芝ほぐしブラッシング

(イ) ブラッシングによる砂の均一化

(ウ) コート内のゴミ等の除去

(エ) 必要に応じて砂の補充及びすきとり

南毛利スポーツセンター受水槽点検清掃業務仕様

1 目的

この業務は、施設の受水槽の機能及び衛生面を常に正常な状態に保つことを目的とする。

2 業務

(1) 業務内容

- ア 受水槽点検及び清掃
- イ 給水ポンプ点検
- ウ 簡易水質検査

(2) 業務対象物件

- ア 受水槽
 - TERAL RW-41
 - FRP サンドイッチパネルタンク
 - VOLUME 4.1m³
 - CAPACITY 3,900L
- イ 給水ポンプ
 - TERAL RW-50AXUFC322-0.4kw

(3) 業務の指示

- ア 業務の実施回数については、次のとおりとする。
 - 年 1 回
- イ 受水槽清掃従事者については、厚生労働大臣の定めるところによる建築物の飲料水貯水槽清掃に関する講習の課程を終了した者とする。
- ウ 業務実施に伴う廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

南毛利スポーツセンター公共建築物定期点検業務仕様

1 目的

本業務は、今後の建築物の適切な維持保全や維持保全計画の作成に役立てるため、体育施設の定期点検を実施する。

2 点検内容

(1) 令和9年度 機械設備、電気設備

【参考】

(2) 令和10年度 機械設備、電気設備

(3) 令和11年度 機械設備、電気設備、建築物

3 点検資格者

建築物の点検は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 1級建築士又は2級建築士

(2) 特殊建築物調査員、建築設備検査員、昇降機検査員

4 定期報告結果のまとめ

定期点検結果報告書は、定期点検結果報告書、定期点検票、点検結果図（配置図・平面図等に不良箇所等を朱記する。）、写真（調査中や問題のあるところ）とする。また、報告書の提出については、建築基準法及び建築基準法施行規則に定める定期報告制度の基準に基づくものとする。

5 報告と助言

乙は上記の報告書等に基づき、甲に定期点検結果の報告を行う。

6 関連図書

「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」 財団法人 日本建築防災協会

「建築物点検マニュアル・同解説」 一般財団法人 建築保全センター

「建築設備定期点検業務基準書」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

「特殊建築物等定期調査業務基準」 一般財団法人 日本建築防災協会

「建築設備定期検査業務基準」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

南毛利スポーツセンターテニスコート夜間照明施設

保守点検業務仕様

1 目的

南毛利スポーツセンターテニスコートに設置してある夜間照明施設を良好な状態に保つため、保守点検業務を行うものとする。

2 品位の保持

本仕様書に明示されていないもので、業務の性質上当然必要な軽微な部分等については、公共事業としての品位を保ち業務を実施しなければならない。

5 実施場所

南毛利スポーツセンターテニスコート（厚木市温水西1丁目27番2号）

6 業務の対象

(1) テニスコート

- ア 照明塔 6基（高さ：4塔 14.50m・2塔 16.10m）
- イ 投光器 64台（ランプ：メタルハライドランプ 1500W）
- ウ 照明分電盤 6基（照明塔下）
- エ 照明制御盤 1基（テニスコート管理事務室内）

(2) 壁打ちテニスコート

- ア 照明器具 2基（H8152A/S23-255）高さ：7.50m
- イ 灯光器 2基（ランプ：メタルハライドランプ 1000W）

7 業務範囲

(1) 当保守点検については、照明主操作盤ほかの点検等を行なうものとする。

(2) 保守点検内容は次のとおりとする。

- ア 幹線設備点検
 - (ア) 絶縁抵抗測定
 - (イ) 無負荷電圧測定
 - (ウ) 端子増し締め確認
- イ 照明主操作盤点検

- (ア) 外観点検
 - (イ) 入力電圧測定
 - (ウ) 端子増し締め確認
 - (エ) 各照明点灯動作確認（残置動作確認含む）
 - (オ) 清掃
- ウ 各塔照明分電盤点検
- (ア) 外観点検
 - (イ) 入力電圧測定
 - (ウ) 回路絶縁抵抗測定
 - (エ) 接地抵抗測定
 - (オ) 端子増し締め確認
 - (カ) 漏電遮断器動作確認
 - (キ) 清掃
- エ 照明塔点検
- (ア) 投光器 外観・構造及び点灯確認
 - (イ) 安定器 外観点検
 - (ウ) 殺虫灯 外観・構造及び点灯確認
 - (エ) 終了予告灯 外観・構造及び点灯確認
 - (オ) 各照明器具・安定器固定ボルト増締め、ケーブル接続部点検(接地線とも)、
清掃
 - (カ) 塔上 ステージ清掃
- オ 点検結果報告書
- (ア) 各塔 各照明 点灯確認結果報告
 - (イ) 各種 測定・動作確認結果報告
 - (ウ) 各種 点検結果報告
 - (エ) 各機器・配線等 異常箇所報告
 - (オ) 点検・測定・清掃状況写真

7 実施年度

令和10年度、令和13年度

~~南毛利スポーツセンターテニスコートメンテナンス~~

~~業務仕様~~

~~1 目的~~

~~南毛利スポーツセンターのテニスコートを常に良好な状態に保つため、人工芝のメンテナンス及び側溝清掃を行うことを目的とする。~~

~~2 業務~~

~~ア 人工芝テニスコート（全面ブラッシング、目砂補充）~~

~~イ 側溝（側溝内掃き清掃、廃材処分）~~

~~5 実施場所~~

~~年2回~~

指定管理施設一般廃棄物回収処分業務仕様

1 目的

施設から排出される一般廃棄物を回収し、適正に処分することを目的とする。

2 履行場所

(1) 厚木市営南毛利スポーツセンター

- ア 所在地 厚木市温水西 1 丁目 27 番 1 号
- イ 電話番号 046-247-7211
- ウ 集積場所 体育館北側非常階段付近

(2) 厚木市営東町スポーツセンター

- ア 所在地 厚木市東町 2 番 1 号
- イ 電話番号 046-225-2538
- ウ 集積場所 体育館北側駐車場出入口付近

(3) 厚木市営及川球技場

- ア 所在地 厚木市及川 1 丁目 17 番 1 号
- イ 電話番号 046-242-3060
- ウ 集積場所 管理棟北西側物置付近

(4) 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター

- ア 所在地 厚木市猿ヶ島 195 番地 129
- イ 電話番号 046-246-2010
- ウ 集積場所 西側受水槽室付近

(4) 厚木市営玉川野球場

- ア 所在地 厚木市小野 2 8 6 - 6
- イ 電話番号 046-245-2534
- ウ 集積場所 管理棟入口階段付近

3 業務内容

(1) 施設の一般廃棄物（可燃・不燃物）を回収し処分する。

(2) 業務の指示

回収時間は、午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までの間とする。

玉川野球場機械警備業務仕様

1 目的

この業務は、玉川野球場の機械警備を行うことにより、施設閉場時における防犯及び異常の有無を確認することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

厚木市営玉川野球場
(厚木市小野 286-6)

(2) 業務の期間及び時間

警備期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、警備時間は、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。ただし、休場日については、午前0時から午後12時までとする。なお、令和11年5月31日までの期間については、市が既に発注している機械警備業務委託により警備を行うため、指定管理者においては、令和11年6月1日以降の期間、機械警備を行うこととする。

(3) 業務の方法

警備方法は、アラームシステム（熱線型探知機、マグネットスイッチ）によるものとする。

(4) 業務の内容

業務内容は、施設内外の防犯業務及び警備業務日誌の記入（警備開始及び終了時の時間記入）とする。

(5) 報告及び連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各署及び管制本部及び緊急連絡先に連絡するものとする。

(6) 管制本部

機動パトロール隊員に対しては、常に管制本部との連絡が保たれ警備の状況が完全に掌握されているのと同時に、緊急の際は、同本部より適切な判断のもとに指示指令が与えられ必要な処置をとるものとする。

(7) 損害賠償

損害賠償の限度額は、定めない。

玉川野球場清掃等業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営玉川野球場の清掃等を行うことにより美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

履行場所	厚木市小野 286-6 (玉川野球場)
業務の内容	<p>1 定期清掃(月2回)</p> <p>(1) 床の清掃・拭き 表面を掃除機清掃後、水拭きで仕上げる。</p> <p>(2) 椅子の拭き 清拭きで仕上げる。</p> <p>(3) 机・テーブル・棚の清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(4) ドアの拭き清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(5) 手すりの拭き清掃 清拭きで仕上げる。</p> <p>(6) 鏡みがき 清拭きで仕上げる。</p> <p>(7) 衛生陶器(便器・洗面台)の清掃 ア 便器は、適性洗剤にて清掃する。また、汚物入れの内容物の処分を行う。 イ 洗面台は、衛生陶器は、適性洗剤にて清掃し、台は清拭きで仕上げる。</p> <p>(8) ペーパー・水石けんの補給 消耗品の補給を行う。</p> <p>(9) マットの交換 マットの交換を定期的に行う。</p> <p>(10) 排水口の清掃 排水口の内容物を処分し、清掃を行う。</p> <p>(11) 床面の洗淨(1・3塁ダックアウト内) 適性洗剤にて洗淨し、水切りをする。</p> <p>(12) ガラス清掃 適性洗剤にて洗淨し、乾拭きにて仕上げる。</p> <p>(13) 床面のワックス塗布(塩ビシート・ビニタイル) 適性洗剤にて洗淨後に、ワックスを塗布し、乾拭きにて仕上げ</p>

る。

2 マット交換業務

マット交換を定期的に行う。

品名	設置場所	規格	枚数	交換回数
ダストマット	玄関 (エントランス)	1800mm × 1400mm	1 枚	月 1 回 (6 月～翌年 5 月まで)
	2階管理棟入 口	1820mm × 1480mm	2 枚	月 1 回 (6 月～翌年 5 月まで)

玉川野球場自家用電気工作物保安管理業務仕様

1 目的

この業務は、電気事業法第 38 条第 4 項の適用を受ける施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することを主な目的とする。

2 業務対象物件

受電電圧 6,600V

最大電力 270KW

3 業務内容

(1) 保安業務

(2) 点検、試験等業務

ア 月次点検 月 1 回

イ 定期点検 年 1 回

4 特記事項

令和 9 年 11 月 30 日までの期間については、「厚木市地下道中町線ほか 3 施設 自家用電気工作物保安管理業務委託」として、市が委託事業者が発注しているため、本業務については、令和 9 年 12 月 1 日以降の期間において実施すること。

玉川野球場エレベーター保守点検業務仕様

1 業務概要

毎月定期的に技術員による点検作業を行い、かつ、自主的な判断により必要と認められた場合は「保守点検に於ける工事範囲」に掲げる機器並びに付属部品の修理又は取替えを行う。また、不慮の故障に際しては、迅速に対応し修理等を行う。

2 対象物件

HEA-C-YB（三菱製油圧式昇降機）

3 点検回数及び報告

- (1) 3箇月に1回、技術員による有人点検を行う。
- (2) 建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期検査を1回行う。ただし、特定行政庁厚木市長（窓口は、一般財団法人神奈川県建築安全協会。）に対する報告については、不要とする（建築主事を置く厚木市の所有する建築物に設けられた建築設備であるため。）。

4 点検作業項目

- (1) 機械室関係（巻上機、電動機、制御盤、調速機等）
- (2) 乗場関係（インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等）
- (3) 塔内関係（ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係）
- (4) かが関係（操作盤、戸開閉装置、ガイドシュー、セフティーシュー等）

保守点検に於ける工事範囲

巻上機及び巻上電動機	1	ウォームギヤー取替
	2	ウォームホイール取替
	3	スラストベアリング取替
	4	各部オイルシール取替
	5	主シーブ取替
	6	ウォームシャフトメタル取替
	7	ソラセ車ベアリング取替
	8	電磁ブレーキライニング取替
	9	電磁ブレーキプランジャー取替
	10	電磁ブレーキロッド取替
	11	電磁ブレーキスリーブ取替
	12	電磁ブレーキコイル取替
	13	電磁ブレーキコンタクト取替
	14	電動機巻線取替
	15	電動機メタル取替
	16	電動機整流子削正カーボン印子取替
	17	ギヤーオイル及び電動機メタルオイル取替
	18	巻上機分解
	19	巻上機分解歯当たり調整
	20	電動機用配線替
	21	各部ピン及びブッシュ類取替
ガバナマシン	1	シャフト取替
	2	メタル取替 (又はベアリング取替)
	3	プーリー取替
	4	接点取替
	5	配線取替
	6	各部ピン及びブッシュ類取替
セレクターマシーン	1	誘導レバー取替
	2	案内棒、ねじ棒取替
	3	歯車取替
	4	可動接点及び固定接点取替
	5	駆動チェーン取替
制御盤関係	1	リレーコイル取替
	2	各リレー可動及び固定接点及びリード線取替
	3	セレン整流器取替
	4	抵抗管取替
	5	コンデンサー取替
	6	O・C・R取替
	7	変圧器取替
	8	各部配線取替
昇降路関係	1	ワイヤーロープ取替
	2	ガバナワイヤーロープ取替

	3	ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ取替
	4	チェンジスイッチ取替
	5	カウンター吊車、溝車削正
	6	カウンター吊車ベアリング取替
	7	カウンター吊車ガイドシュー取替
	8	主レールカウンターレール芯出し、締付け直し
	9	スチールテープ取替
	10	ワイヤーロット取替
	11	ワイヤーロットスプリング取替
	12	塔内配線配管取替
乗場関係	1	ドアレール取替
	2	ハンガー一式取替
	3	ドアガイドシュー取替
	4	戸当りゴム取替
	5	錠スイッチ接点取替
	6	戸閉スイッチ接点取替
	7	戸閉スイッチコロ取替
	8	ドアレバー取替
	9	ドアレバーピン及びメタル取替
戸閉機械	1	ランプソケット取替
	2	ランプ類取替
	3	押ボタン取替（カバー除く）
	4	各部配線取替
	5	戸閉機械取替
	6	電動機整流子削正及びカーボン冊子取替
	7	各部ベアリング及びメタルブッシュ類取替
	8	オイルシール取替
	9	ギヤーオイル取替
	10	電動機電機子界磁巻線取替
	11	位置スイッチ接点抵抗管取替
かご関係	1	ガイドシュー取替
	2	ガイドシューメタル取替
	3	リュブリゲータ取替
	4	着床リレー一式取替（インダクター取替）
	5	錠外し装置一式取替（RC一式取替）
	6	錠外し装置コイル取替
	7	非常止め分解手入
	8	非常ケーブル線取替
	9	カゴ内操作盤電磁コイル、スイッチ、ソケット取替
	10	セフティシュー一式取替
	11	電話機取替
	12	蛍光灯取替
	13	デヒューザ修理
付加装置	1	地震管制装置（P波）

	2	火災管制装置
	3	車椅子仕様
	4	停電時自動着床装置
	5	音声合成オートアナウンス

玉川野球場消防設備点検業務仕様

1 目的

この業務は、施設の消防設備を常に正常な状態に保つため、法に定められた点検を行うことを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象物件

- ア 消火器具
- イ 自動火災報知設備
- ウ 非常警報器具及び設備
- エ 誘導灯

(2) 業務の指示

ア 実施した業務については、消防法に定められた様式による業務報告書を作成し、指示があった場合は速やかに提出するものとする。

イ 業務の実施時期については、次のとおりとする。

- (ア) 機器点検 年1回
- (イ) 総合点検 年1回（外観及び機器点検を含む）

玉川野球場除草業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営玉川野球場敷地内の植栽施設の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 2,000 m²

(2) 業務実施回数

施設を常に良好な状態に維持できるよう、必要な回数を実施すること。

(3) 業務の指示

業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

玉川野球場樹木剪定業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営玉川野球場敷地内の樹木の美観を保ち、良好な状態を維持することを目的とする。

2 業務

(1) 業務対象面積 2,000 m²

(2) 業務実施回数
年 1 回以上

(3) 業務の指示
業務の実施により生じた廃棄物については、責任をもって処理するものとする。

玉川野球場グラウンド整備業務仕様

1 目的

この業務は、厚木市営玉川野球場を常に良好な状態で使用できるよう、グラウンド整備業務を行うものとする。

2 実施場所

厚木市営玉川野球場（厚木市小野 2 8 6 番地 6）

グラウンド面積 10, 134 m²

内野クレイ舗装	2, 372 m ²
外野天然芝舗装	5, 400 m ²
ウォーニングゾーン (赤色スクリーニングス舗装)	708 m ²
ファールゾーン (砂入り人工芝舗装)	1, 560 m ²
端部人工芝舗装	94 m ²

3 業務範囲

(1) グラウンド管理

- ア 更新作業
- イ 定期点検
- ウ 日常整備
- エ その他

(2) 外野天然芝管理

- ア 更新作業
- イ 芝生区画整備（ファールゾーン、内外野境）
- ウ 害虫防除駆除処理
- エ 病害防除駆除処理
- オ 化成粒状肥料散布
- カ 堆積サッチ除去
- キ 抑制剤散布
- ク刈り込み工
- ケ その他

4 業務時間

原則として休場日がないため、利用者の無い日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

玉川野球場公共建築物定期点検業務仕様

1 目的

本業務は、今後の建築物の適切な維持保全や維持保全計画の作成に役立てるため、体育施設の定期点検を実施する。

2 点検内容

(1) 令和 9 年度 機械設備、電気設備

【参考】

(2) 令和 10 年度 機械設備、電気設備

(3) 令和 11 年度 機械設備、電気設備、建築物

3 点検資格者

建築物の点検は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 1 級建築士又は 2 級建築士

(2) 特殊建築物調査員、建築設備検査員、昇降機検査員

4 定期報告結果のまとめ

定期点検結果報告書は、定期点検結果報告書、定期点検票、点検結果図（配置図・平面図等に不良箇所等を朱記する。）、写真（調査中や問題のあるところ）とする。また、報告書の提出については、建築基準法及び建築基準法施行規則に定める定期報告制度の基準に基づくものとする。

5 報告と助言

乙は上記の報告書等に基づき、甲に定期点検結果の報告を行う。

6 関連図書

「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」 財団法人 日本建築防災協会

「建築物点検マニュアル・同解説」 一般財団法人 建築保全センター

「建築設備定期点検業務基準書」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

「特殊建築物等定期調査業務基準」 一般財団法人 日本建築防災協会

「建築設備定期検査業務基準」 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

玉川野球場夜間照明施設保守点検業務仕様

1 目的

玉川野球場に設置してある夜間照明施設を良好な状態に保つため、保守点検業務を行うものとする。

2 品位の保持

本仕様書に明示されていないもので、業務の性質上当然必要な軽微な部分等については、公共事業としての品位を保ち業務を実施しなければならない。

3 実施場所

玉川野球場（厚木市小野 286-6）

4 業務の対象

- (1) 投光器（144台）の構造点検
- (2) 安定器（144台）の構造点検
- (3) 塔内塔上（6箇所）配線点検
- (4) 絶縁抵抗測定（6箇所）
- (5) 照明制御盤動作点検一式

5 業務範囲

- (1) 当保守点検については、主に投光器・ランプ・安定器の点検（点灯確認含む）、絶縁抵抗測定試験、制御盤（カードリーダー式点灯制御盤含む）点検及び動作確認、電撃殺虫器点検等（点灯確認含む）を行うものとする。
- (2) 安定器の製造メーカー、型式・型番、製造年月日の記録及び報告を行うものとする。
- (3) 塔上ステージ上の異物(カラスの巣等)の有無確認及び撤去作業
- (4) 塔上プルボックス内外の点検(雨水の浸水、ネオシールの脱落等)
- (5) 塔内灯の点灯確認
- (6) 塔内配線の支持状況確認等

6 実施年度

令和9年度、令和12年度

玉川野球場自動ドア保守点検業務仕様

1 目的

玉川野球場における自動ドアの機能を最高度に発揮し、故障等の防止、機能維持を図るため保守点検を実施する。

2 点検回数

年 2 回

3 対象物件

(1) 管理棟 1 基

4 業務内容

- (1) 故障等の連絡を受けた時は速やかに技術者による必要な整備を行う。
- (2) 人身事故につながる欠陥を発見したときは、直ちに管理者に報告するとともに必要な処置を行う。